

私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会
役員校ローテーション関係資料に関する申し合せ

1. この申し合せは、私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会会則（以下、「会則」という。）第7条にいう役員校を円滑に選出するため、阪神地区協議会細則第2条及び第3条にいう阪神地区協議会役員校ローテーション関係資料（以下、「ローテーション表」という。）について定める。
2. ローテーション表は、総会の議長（以下、「議長」という。）又は役員校を選出するための順位を示し、その候補を定めるために用いる。
3. ローテーション表は、阪神地区協議会理事校（以下、「理事校」という。）が作成及び更新する。
 - (1) ローテーション表は、次の手順で作成する。
 - 1) 議長選出用ローテーション表は、加盟校名（ただし「大学（だいがく）」は省く）の五十音順に配列する。当面は2007年度第2回定期総会にて承認済みのローテーション表を引き継ぐ。
 - 2) 役員校選出用ローテーション表には、2008年度第1回定期総会時点の役員校輪番制基礎 資料（以下、「基礎資料」という。）の学生（入学定員）数を用いる。
 - 3) 協会会长候補のグループの基準は学生（入学定員）数 4000人以上、西地区部会長候補のグループの基準は学生（入学定員）数1000人以上、理事校候補のグループの基準は学生（入学定員）数500人以上、幹事校候補のグループの基準は学生（入学定員）数499人以下とする。
 - 4) 役割候補グループ内での順序は学生入学定員数の降順とする。
 - 5) 研究会幹事校は、任期2年の1年目を副幹事校、2年目を正幹事校とする。
 - 6) 監事校は理事校の任務を満了した直後より2年間の任務とする。
 - 7) 同じ役割グループから同時に役員校を選出するときには、次の順序にしたがう。
 - ア) 西地区部会長候補のグループでは、西地区部会長、協会関係の会場当番校、西地区部会関係の会場当番校。
 - イ) 幹事校候補のグループでは、研究会幹事校、相互利用運営幹事校。
 - (2) ローテーション表は、次の手順で更新する。
 - 1) 役員の任務を満了した場合は、役割グループ内での順位を最下位とする。
 - 2) 役員を退いてから、あるいは新規加盟の年度初めから満3年を経ずに議長の候補校の順番となった場合は、選出されたものとして扱う。
4. 新規加盟校は、議長に関しては加盟校名の五十音順に配列し、役員校に関しては学生（入学定員）数に応じて配列し、ローテーション表における順番を定める。

5. 役員校以外の私立大学図書館協会役員（校）並びに大学図書館近畿イニシアティブ運営委員館、能力開発専門委員会委員及び広報・WEB専門委員会委員の選出に関しては、阪神地区協議会運営委員会でその扱いを定める。
6. 役員校就任に際して特段の支障が生じた場合は、阪神地区協議会運営委員会において協議し、当該グループの加盟校ローテーション表を調整することができる。
7. ローテーション表は隔年に行う基礎資料調査に基くものとし、基礎資料調査の内容はその年度の定期総会で報告するものとする。
8. 「私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会役員校輪番制確定基礎資料（2006年度第2回定期総会にて改正）」は廃止する。

附則

1. この申し合せは2009年4月1日から実施する。経過措置として、この申し合せ以前に決定又は内定した役員校には適用しない。
2. この会則は、2015年4月1日から改定施行する。